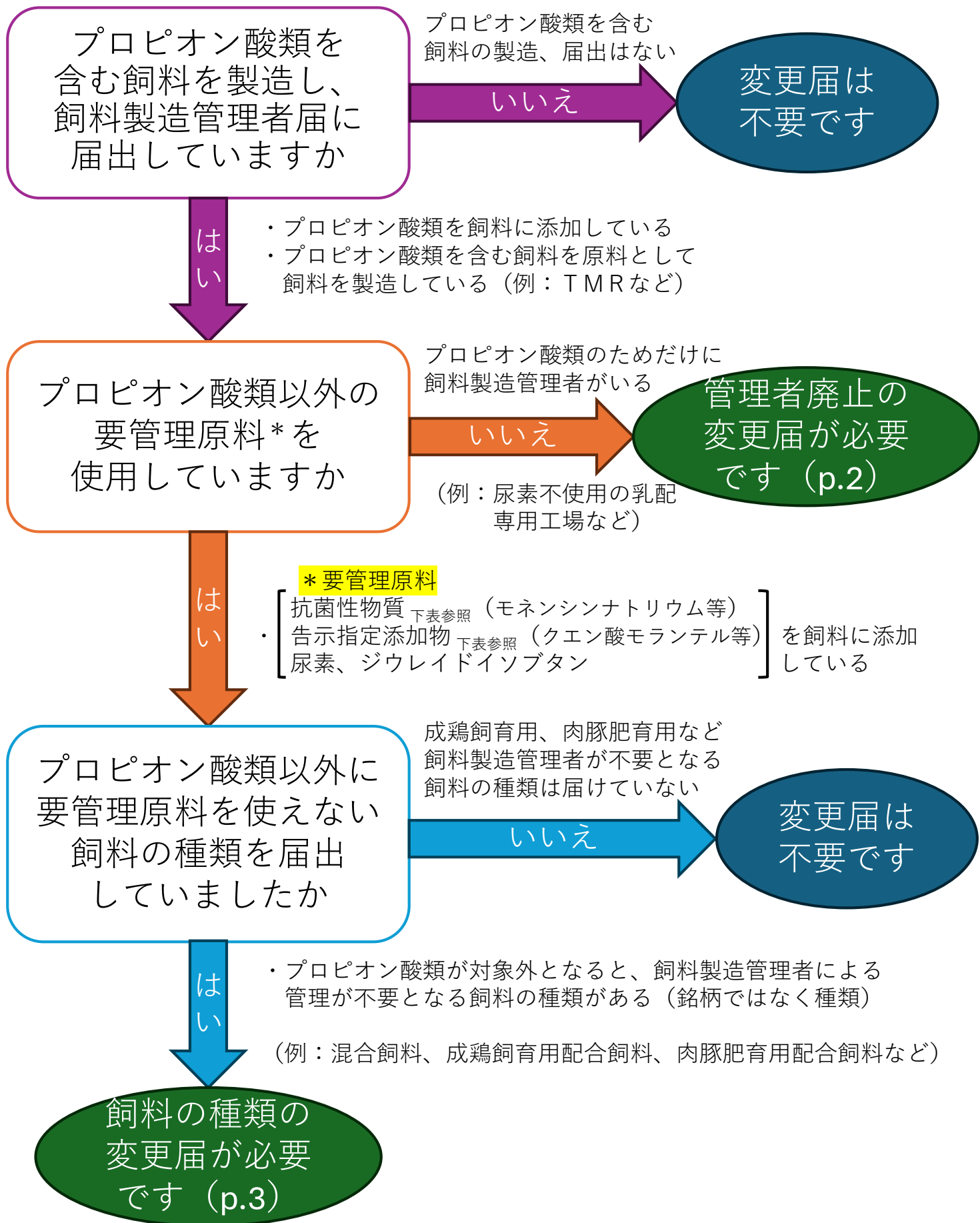


変更届の要否判定フロー図



抗菌性物質	①抗生物質（アビラマイシン、モネンシンナトリウム等） ②アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン
告示指定添加物 （令和8年8月3日農林水産省告示第1118号）	①アンプロリウム・エトパベート ②クエン酸モランテル ③ナイカルバジン

管理者廃止の変更届

飼料製造管理者届出事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

法人の場合は社名、
代表者の役職氏名を
記載してください

住所

氏名

初回届出日を
記載してください

押印不要
メール提出可です

年 月 日付で届け出た飼料製造管理者届の届出事項について、下記のとおり変更を生じたので、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

プロピオン酸類を含む飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条の規定から除外されたことによる飼料製造管理者の廃止

職 名 :

職 種 :

氏 名 :

2 変更した年月日

令和8年8月3日

法令改正日です

3 変更した事業場の名称

※ 過去の変更（代表者等）の変更届が漏れていたことに気づいたら？

⇒

過去の変更を列記する必要があります。
窓口に御相談ください。

飼料の種類廃止の変更届

飼料製造管理者届出事項変更届

〇〇年 〇月 〇日

農林水産大臣 殿

法人の場合は社名、
代表者の役職氏名を
記載してください

住所

氏名

押印不要
メール提出可です

初回届出日を
記載してください

年 月 日付で届け出た飼料製造管理者届の届出事項について、下記のとおり変更を生じたので、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条に規定する飼料の種類

別紙一覧のとおり

(*) 変更をした事業場の名称及び所在地

どの事業場の変更なのか分かる
よう記載をお願いします

2 変更した年月日

令和8年8月3日

法令の改正日です

別紙

新	旧
飼料の名称を記載する必要はありません	

別紙

※過去に届け出た飼料の種類が一覧表等に整理されておらず、定かでない場合／今回の変更対象となる飼料の種類の判断が難しい場合

全部変更
今後製造する飼料の種類だけを列記してください その際、管理者の設置が必要な含有物名を余白等に 記載するようお願いします